

環境創出協定の一部を変更する協定書

東レ株式会社岐阜工場（以下「甲」という。）、神戸町長（以下「乙」という。）及び岐阜県西濃県事務所長（以下「丙」という。）は、平成17年3月28日付けで締結した環境創出協定の一部を次のとおり変更することを協定する。

一、 原協定書第9条（水循環の促進）を以下に改める。

甲は、水循環を促進するため、地下水揚水量は45,800m³/日以下（1ヶ月の平均値）とし、使用水（冷却用水等）の循環利用及び地下水涵養のための雨水の地下浸透に努める。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年3月28日

甲 岐阜県安八郡神戸町大字安次900番地の1
東レ株式会社 岐阜工場長

池上 哲生



乙 岐阜県安八郡神戸町長

藤井 弘之



丙 岐阜県西濃県事務所長

山田 恭

